

最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査 基準価格の算定式の改正について（基本方針）

工事請負契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項、工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号、業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項、第2項及び第3項並びに業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する最低制限価格及び調査基準価格の算定式（無作為係数を除く。）改正の基本的な取扱いを次のとおり定める。

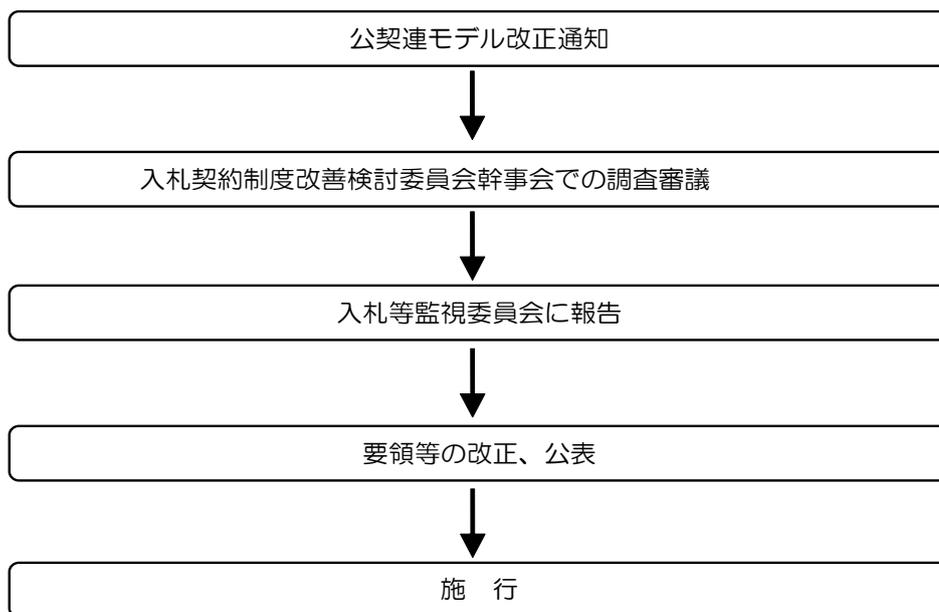
1 基本方針

- (1) 次に掲げる規定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「公契連モデル」という。）を適用する。
 - ・工事請負契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項
 - ・工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号
 - ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項
 - ・業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号
- (2) 次に掲げる規定については、公契連モデルの設定範囲の下限値を適用する。
 - ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第3項
 - ・業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第3号

2 改正時期

公契連モデルの改正通知日から2か月後とする。ただし、やむ得ない場合には改正時期を変更することがある。

3 算定式改正手続き



※入札契約制度改善検討委員会幹事会で調査審議した結果、本委員会（入札契約制度改善検討委員会）での検討・審議が必要な場合は、本委員会を開催する。